佐倉市基本図

IX－LE 19 ― 3

平成22年10月1日指定　G ― 6

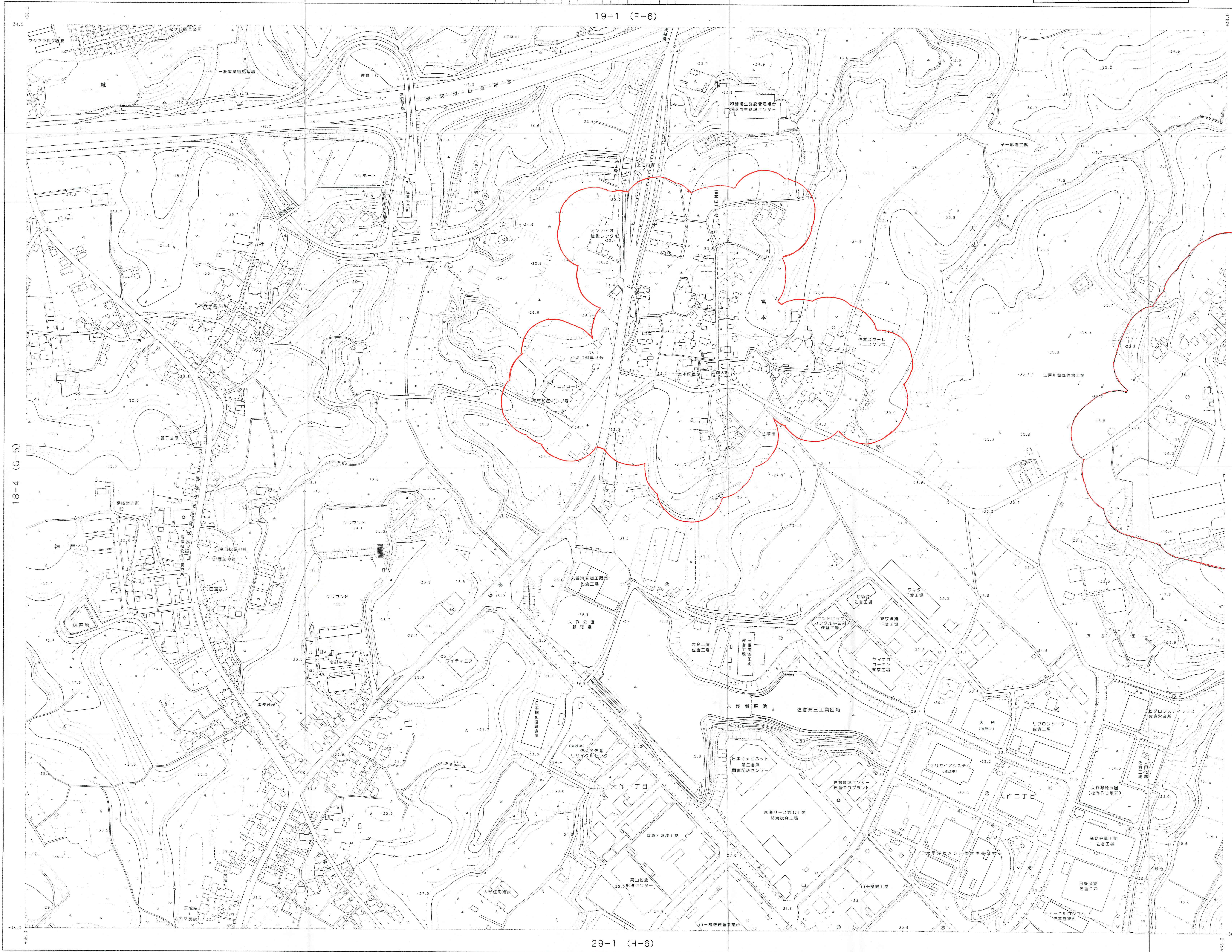

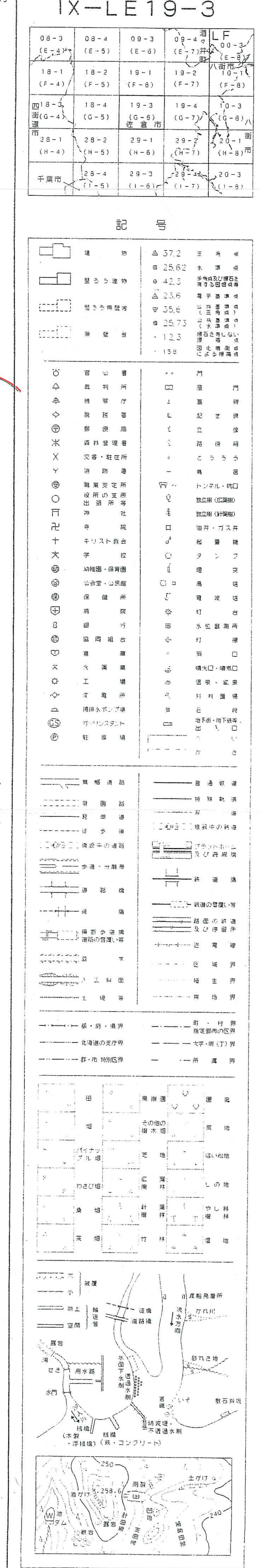

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第IX座標系
投影は横メルカトル図法
平面直角座標値は、世界測地系による
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
万眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

昭和56年測量
昭和61年修正
平成4年修正
平成8年修正
平成19年修正

(1)

1．(1)平成18年11月撮影空中写真
平成19年1月現地調査

1:2,500

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）平3　関公　第81号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）平8　関公　第203号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言をを得て同院所管の測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）平13　関公　第102号」

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである
（助言番号）平18　関公　第479号」

計画機関名　佐倉市
作業機関名　東武計画株式会社

IX－LE19－3